

岡崎市監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年1月30日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	中 根	武 彦
同	井 町	圭 孝

措置の通知書 (環境部ごみ対策課)

令和3年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第4号関係分

令和4年3月29日まで

監査結果	措置状況
<p data-bbox="193 566 691 1010">粗大ごみ処理手数料の徴収事務において、手数料を納付券により徴収することについて規則等で定めておらず、また、指定店による納付券の買取り方式について委託契約書で明確に定めていなかったため、適正に処理をされたい。</p> <p data-bbox="193 1149 691 1357">生ごみ減量化促進補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="193 1384 691 1653">(1) 生ごみ減量化促進補助金交付要綱第6条第1項に規定された交付申請期日を過ぎた申請に対し補助金を交付していた。</p> <p data-bbox="193 1677 691 1886">(2) 補助金額の算定基礎となる生ごみ処理機器の購入価格の確認が十分に行われていないものがあった。</p>	<p data-bbox="710 566 1406 775">粗大ごみ処理手数料に係る事務について、納付券による手数料の徴収方法及び納付券の取り扱いを条例及び規則に規定し、令和4年9月30日より適正に執行している。</p> <p data-bbox="710 799 1406 1008">また、要綱及び委託契約書については、指摘された事項を明確に定めることを含め実務との整合が図れるよう改正し、適正な事務運用体制を整えた。</p> <p data-bbox="710 1149 1406 1357">購入価格や申請期限等について、担当者での二重チェックに加え、決裁時には係長及び各管理職が再確認するなどの処理体制の是正を図り、適正な処理を行うこととした。</p>

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>ガラス工芸品の管理及び売払いに係る事務について、販売業者による販売店在庫数の実績報告に誤りが見受けられ、これら報告についての確認も十分に行っていないなど在庫数の管理が十分に行われていなかったため、適正な処理をされたい。</p>	<p>ガラス工房の工芸品の制作・納品状況及び各販売業者から示された月報を突き合わせ、整合性の確保を図るためのチェック体制の強化を図ることとした。</p>